

令和5年度 事業計画

静岡県育英会は、県民の期待に応える有用な人材育成を目的に、経済的理由により、修学困難な者に対して学費を貸与することを業務としている。

令和5年度においても、引き続き奨学金運用積立資産の充実と効率的な運用及び効果的な広報等に努め、奨学金貸与事業の維持、拡大を図る。

1 奨学金貸与事業

(1) 奨学金対象者

本県内に居住する者の子弟で、次の学校に在学し、まじめに学業に励み、かつ健康で学資の支弁が困難と認められる者を対象とする。

ア 県内公立・私立高等学校

イ 県立職業能力開発施設等

(漁業高等学園・浜松技術専門校・農林環境専門職大学・農林環境専門職大学短期大学部・工科短期大学校)

ウ 県内専修学校(高等課程)

(2) 奨学金の貸与月額

ア 公立高等学校奨学生及び

県立後継者養成施設等奨学生 月額 17,000円

イ 私立高等学校奨学生、専修学校高等課程

奨学生、県立農林環境専門職大学等奨学生

及び県立工科短期大学校奨学生

月額 24,000円

※自宅外及び遠距離通学(公共交通機関を片道50キロメートル以上利用)の奨学生については、上記金額に月額5,000円を加算することができる。

(3) 奨学生の採用

ア 予約採用

貸与対象学校進学志望者及び在學生で、学校長及び市町長から推薦のあった応募者について予約採用を行う。

イ 追加採用

県立職業能力開発施設等(1年課程以上)の在學生で学校長及び市町長から推薦のあった応募者について追加採用を行う。

ウ 緊急採用

新型コロナウイルス感染症等の影響により、家計の状況が急変した在學生で学校長及び市町長から推薦のあった応募者について緊急採用を行う。

(4) 奨学金制度の普及・広報

広く奨学生を募集するため、「奨学金貸与制度のあらまし」等を作成し、県内全市町・中学校・高等学校等関係機関へ配布するとともに、本会ホームページ、県広報誌等を活用して、制度の普及・広報に努める。

2 令和5年度貸付予定人員及び金額

(単位：千円)

	貸付 月額 (円)	継続採用				新規採用		計	
		R3採用者		R4採用者		R5採用(予定)		人	金額
		人	金額	人	金額	人	金額		
高等学校	15,000	1	180	6	1,080			7	1,260
	17,000	1	204	4	816			5	1,020
	24,000	9	2,592	5	1,440	17	4,896	31	8,928
(高校計)		11	2,976	15	3,336	17	4,896	43	11,208
技術専門学校	17,000								
漁業学園	17,000								
専修学校	24,000								
専門職大学	24,000	1	288					1	288
工科短期大学校	24,000			5	1,440	1	288	6	1,728
(専門校等計)		1	288	5	1,440	1	288	7	2,016
合計		12	3,264	20	4,776	18	5,184	50	13,224